

聖光学院高等学校

2020年度被災生徒特別支援制度要項

東日本大震災により家屋が全壊若しくは流失、または大規模半壊になった生徒および福島第一原発事故により避難を余儀なくされている生徒に対する支援として「被災生徒特別支援制度」を実施します。

但し、この制度は、福島県の本制度に係る予算措置がなされた場合に限り実施されます。

記

1. 対象者

- ①東日本大震災により、住んでいる家屋が全壊若しくは流出の被害認定のある場合
 - ②東日本大震災により、住んでいる家屋が大規模半壊相当の被害認定がある場合
 - ③福島第一原子力発電所事故により、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、特定避難勧奨地点に在住する（していた）場合
- ※ただし、対象区域については、避難指示区域見直しにより変更になっているため、該当にならない場合があります。

2. 支援内容

特別支援の対象となった場合、被災状況により下記の納付金を免除する。

対象となる被災状況	特別支援内容		
	入学金	施設設備費	授業料等
① 家屋が全壊又は流出の被害となった家庭	150,000 円	30,000 円	就学支援金との差額
② 家屋が大規模半壊相当の被害となった家庭			
③ 原発事故により避難を余儀なくされている家庭			
免除期間	入学時	入学時	①12ヶ月 ② 9ヶ月 ③12ヶ月

注1) 上記支援内容は2019年度のもので、就学支援金制度の改定などにより変更になる場合がある。

注2) 入学辞退者については免除対象としない。

3. 手続き方法

対象者は、入学後の手続きになります。入学後に通知しますので手続きをして下さい。

- ◇必要書類 ①東日本大震災に伴う特別支援金申請書（第1号様式）
②罹災証明書、被災証明書又は避難に関わる行政機関からの通知書等

4. 納入金返還について

納入された納付金は、本制度が実施されることが正式に確定した段階で、4月に溯り授業料等振替指定口座へ振り込みます。